平成２５年（フ）第６３４号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目20番15―301号
破産者　浜田　信吾
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１８号
神戸市灘区将軍通４丁目２番20号　リッチハイツ301、従前の住所神戸市灘区篠原伯母野山町２丁目３番１―Ｂ1007号
破産者　中島　真子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
岡山県倉敷市老松町２丁目５番６―306号　アルファステイツ老松町
破産者　芳賀　　真
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
広島市安佐南区祇園６丁目21番19―303号
破産者　村岡　秀俊
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２号
広島市西区古江西町14番49―801号　Ａ棟
破産者　飯原　順也
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９７号
広島県東広島市高屋高美が丘７丁目16番１号
破産者　髙橋　好美
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
北海道紋別郡雄武町字幌内249番地
破産者　工藤　光治
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
北海道紋別郡雄武町字雄武1469番地の２
破産者　熊谷　知之
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９４号
旭川市旭町２条７丁目25番地の136　ファミリーコーポ102
破産者　高橋　千春
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
北海道中川郡本別町山手町23番地４　コーポ山手Ｇ号室
破産者　ミステリアススペースアンク，アクア代行社こと　鳥海　　真（旧姓坂内）
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
宮城県大崎市古川北町１丁目７番32号
破産者　渡邊　鉄郎
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
宮城県大崎市古川字上古川沢目80番地１　佐々木貸家２号
破産者　佐々木　薫
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
横浜市鶴見区駒岡２丁目15番26号　コーポタケダⅡ202
破産者　鈴木　　桂
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２号
金沢市押野２丁目207番地２、従前の住所石川県白山市倉光１丁目168番地
破産者　平八商会こと　中村　隆治
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８６号
金沢市粟崎町ヲ26番地２
破産者　ベインサービスこと　浦川　三雄
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２２０号
金沢市三口新町１丁目６番21号　セラヴィ赤坂305号、従前の住所石川県野々市市矢作３丁目169番地１
破産者　南　　保之
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５９号
鳥取県米子市角盤町３丁目95番地
破産者　高岡　弘明
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１５０号
松江市山代町964番地１　県営山代第２住宅２―103、開始決定時の住所松江市上乃木１丁目６―27
破産者　竹原　彰宏
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部